大阪府条例第　　　号

　　　大阪府議会委員会条例の一部を改正する条例

　大阪府議会委員会条例（昭和三十一年大阪府条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （出席方法の特例）第十二条の二　委員長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生等により、若しくは育児、介護等のやむを得ない事由により委員会の開会場所への参集が困難な委員がある場合において、適切かつ効果的な委員会の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）により、当該委員を委員会の開会場所以外の場所から委員会に出席させることができる。この場合において、議事の公開の要請への配慮、委員等の本人確認及び自由な意思表明の確保等に十分留意するものとする。２・３　（略）４　オンラインにより出席する委員がある委員会における表決の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。（委員会の公開等）第十六条（略）２　前項ただし書の規定にかかわらず、オンラインにより出席する委員がある委員会においては秘密会とすることができない。３・４　（略） | （開会方法の特例）第十二条の二　委員長は、次に掲げる場合において、適切かつ効果的な委員会の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した委員会を開会することができる。この場合において、議事の公開の要請への配慮、委員等の本人確認及び自由な意思表明の確保等に十分留意するものとする。一　重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生等により委員会の開会場所への参集が困難と判断される実情がある場合二　育児、介護等のやむを得ない事由により委員会の開会場所への参集が困難な委員からオンラインを活用した委員会の開会の求めがある場合２・３　（略）４　オンラインを活用した委員会における表決の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。（委員会の公開等）第十六条（略）２　前項ただし書の規定にかかわらず、オンラインを活用した委員会においては秘密会とすることができない。３・４　（略） |
|  |  |

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

　　　附　則

　この条例は、公布の日から施行する。